



共同募金の配分申請受付（地域配分）

高崎市内の民間福祉事業を支援します。

「赤い羽根募金」でおなじみの共同募金。この共同募金の配分は、市民のみなさまの貴重な浄財が財源です。ここに記載の高崎市分の配分を希望する場合は、7月31日までに、所定の申請書を高崎市共同募金委員会へご提出ください。

事業経費配分

地域福祉の推進を図ることを目的とした事業

- ・公的制度では対応できない福祉サービスを、地域住民の理解と協力を得ながら実施する事業
- ・福祉施設の有する機能を生かして地域住民に対する福祉サービスを提供する事業
- ・地域住民や福祉関係者などを対象とした各種啓発、講演、研修等の事業
- ・地域福祉の課題を解決すべく関係団体と連携して行う事業

【申請できるのは…】

- ①社会福祉法人が運営する保育所・認定こども園・学童保育所・地域活動支援センターを経営または運営する法人・団体
- ②高崎市内で活動する NPO 法人、任意団体

【配分上限額】

1事業あたり10万円（配分率75%以下）で、1申請で5事業まで申請可能

施設整備・備品整備配分

福祉サービス利用者を直接処遇するための建物を増改築・改修・修繕し、または処遇に必要な備品を購入する事業

【申請できるのは…】

- ①社会福祉法人が運営する保育所・認定こども園・学童保育所・地域活動支援センターを経営または運営する法人・団体
- ②活動拠点・活動エリアが高崎市内のみの NPO 法人、任意団体等

【配分上限額】

施設整備：100万円（配分率75%以下）

備品整備：30万円（配分率75%以下）

※施設整備は法人のみ申請可とし、申請法人所有または長期貸借契約の民間物件に限る。
※申請者の責任において当然実施すべき事業、財政的に余裕のある法人等への配分は原則として行わない。

運営費配分

福祉活動を目的として設立された団体の活動経費

【申請できるのは…】

活動拠点・活動エリアが高崎市内のみの任意団体

【配分上限額】5万円

申請受付期間：

令和6年7月1日～**7月31日締切**

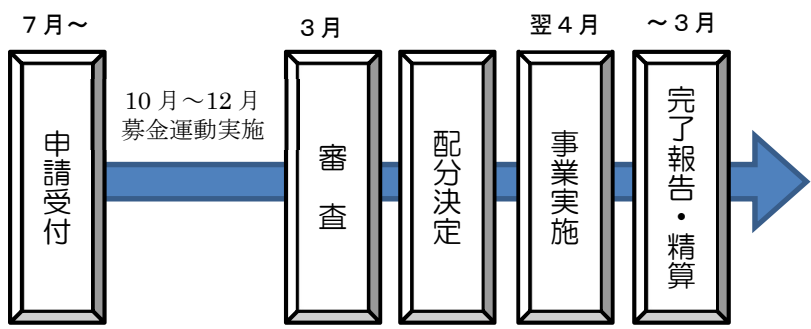
（締切日必着、郵送可）

受付窓口：**高崎市共同募金委員会**

（高崎市社会福祉協議会内）

〒370-0065 高崎市末広町 115-1

申請から配分まで（事業実施は申請年度の翌年度です）



※福祉活動目的ではない事業は対象外です。

- ・行政委託事業
- ・環境美化
- ・介護保険事業
- ・観光案内 等

※高崎市共同募金委員会を受付するのは保育所・認定こども園・学童保育所・地域活動支援センター・高崎市内のみで活動する NPO 法人・団体など地域性の高いものです。（それ以外は群馬県共同募金会を受付します。）

お問い合わせ先：高崎市共同募金委員会（高崎市社会福祉協議会内）TEL 027-370-8855